

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

## 〇〇士業損害賠償請求事件



朝倉 洋子〔目黒〕

### はじめに

TAINSには、税理士業を始めとして、弁護士業、公認会計士業、司法書士業、行政書士業など、いわゆる「士業」をめぐる損害賠償請求訴訟に係る判決が175件収録されています(平29.7.20現在)。それぞれの士業ごとに、「損害賠償」を付けると、各士業に対応する「損害賠償請求訴訟」を検索する場合のキーワードとなります。では、各々の件数と主な判決を紹介します。

### 【1】 税理士業 (133件)

(1)平28.2.26名古屋地裁(一部認容) Z999-0170

この事件は、原告が税理士法人である被告との間で、相続税の申告納付についての準委任契約を締結したところ、被告の社員である税理士Eが、相続税の物納について十分な説明を行わないなど善管注意義務に違反し、その結果、原告は物納ができないと誤信したまま、物納対象となり得た株式を相続開始時の価額よりも低額で売却し、差額分の損害が生じたとして、債務不履行に基づき損害賠償等の支払を求めたという事件です。

名古屋地裁は、納税者が納付すべき相続税額を延納によっても金銭納付を困難とする事由がある場合においては、税務署長が、納税義務者の申請により、納付を困難とする金額を限度として物納の許可をすることができる旨を定め、物納許可限度額は、納付すべき相続税額から、納期限までに現金納付が可能な額及び延納により納付することができる額を控除した額であると判示して原告の請求の一部を認容しました。

(2)平27.5.28東京地裁(一部認容) Z999-0157

この事件は、医療法人である原告設立の際、原告代表者であるAが、当時自身の顧問税理士であった被告との間で、その設立手続の一部を被告が行う旨の契約を締結したことに端を発する事案です。原告は、被告が、上記契約上、原告設立時に原告の資本金を設立

後2期分の消費税の免除を受けられるなど税務上有利とするために、1000万円未満とするよう、指導すべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、設立後2期分の消費税を支払わせるなどの税務上の損害を原告に与え、また、設立後、被告が事務用品購入費について経費算入を怠ったとして、債務不履行に基づき、支払った税金相当額又は繰越欠損金として扱われるべきであった額相当分を損害として、その賠償を求めたという事案です。

### 【2】 司法書士業 (19件)

(1)平26.11.17東京地裁(一部認容) Z999-2137

この事件は、原告が土地建物の買受けに当たり、その登記申請を司法書士である被告に委任し、売主が真正な所有者であると信じて売買代金を支払ったが、実際には無権利者であった売主が提出した印鑑登録証明書が偽造されたものであることを被告が見過すなどしたために損害を被ったと主張して、委任契約の債務不履行に基づき、売買代金相当額や被告に対する報酬などの合計4307万8000円の支払を求めたという事案です。

原告は被告に対して売主の本人性の確認も委任していました。売主が誰であり、売主とされる者が真に権利を有する者であるかの確認は、本来的には売主によって権利を取得することとなる買主の責任において事前に十分な調査を尽くした上で行うべきものであるというべきであるが、原告は乙から本件不動産を紹介されてから登記申請の前日に至るまで、売主とされた丁と面会したことはなく、自ら又は乙らに依頼して丁の本人性や本件不動産の権利性を裏付ける資料を事前に請求することなどもなかったというのであり、原告が十分な調査を尽くしていたとは認め難い。

また、原告関係者の対応や、原告が登記申請を急いだことも、本件損害の発生に大きな影響を及ぼしていることなどの諸点で原告自身の過失も大きいと言わざるを得ないのであり、その過失割合は7割と認めるのが相当である。

### 【3】 弁護士業 (14件)

(1)平25.8.30東京地裁(一部認容) Z999-2124

この事件は、弁護士法人である原告が事件の依頼者である被告に対し、委任契約に基づく報酬200万円の支払を求めるのに対し、被告が上記委任契約に基づく原告の事務処理により損害を被ったとして、原告に対し債務不履行に基づく損害賠償として、2764万5827円の支払を求めたという事案です。裁判所は、原告の請求を認容し、被告の反訴請求を棄却しました。

(2)平22.5.12東京地裁(一部認容) Z999-2080

この事件は、保険会社である被告との間で弁護士賠償責任保険契約を締結していた弁護士である原告が、刑事事件の弁護を受任し、依頼者である被告が一審で実刑判決の言渡しを受けて控訴したものの、控訴趣意書の提出期限を徒過してしまい実刑が確定したため、依頼者乙山との間で283万7600円を支払う旨の示談を成立させたとして、被告に対し、保険契約に基づき、保険金の支払を求めた事案です。

争点は、原告が示談により支払うことを約した金員は、本件保険契約にいう「弁護士法に規定される弁護士の資格に基づいて遂行した業務に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害」といえるか否か、保険事故と支払約束額との間に相当因果関係があるか否かです。

### 【4】 公認会計士業 (7件)

(1)平23.12.21宇都宮地裁(棄却・控訴) Z999-1021

この事件は、A銀行の増資に応じた原告らが有価証券報告書等の重要事項に虚偽記載があったために損害を被ったと主張して、被告A銀行に対しては旧証券取引法又は不法行為に基づき、また、被告A銀行の財務計算書類について適正意見の監査証明を行ったM監査法人及び公認会計士甲に対して旧証券取引法又は不法行為に基づき、損害

賠償等を求めたという事案です。

(2)平20.7.29大阪地裁(一部認容) Z999-0118

この事件は、監査法人が留保金課税制度の特例の規定を適用することができたのに、これを利用しないことを前提として作成された財務諸表に対し適正意見を表明したことについて不法行為又は債務不履行に当たらないとされ、同じX社の法人税申告について税務代理を行った税理士について不法行為ないし債務不履行に当たるとされた事件です。

### 【5】 行政書士業 (2件)

(1)平23.5.25東京地裁(本訴棄却、反訴一部認容) Z999-2101

この事件は、行政書士である原告が、専門家登録ウェブサイト上で法律相談サービスを提供していたところ、被告が同サイトに書き込みをして原告の名誉を毀損し業務を妨害、原告の事務所兼自宅の郵便受けに書面を投函、脅迫し、業務を妨害し、事務所兼自宅敷地に不法に立入り、被告が虚偽内容の電子メールを送信、担当者を欺罔して、サービスを削除被告が不合理な本件反訴を提起し、被告が何ら不法行為が成立しないことを認識しながら新たな請求原因を反訴に加えた、などと主張して、被告に対し、不法行為に基づき、慰謝料及び遅延損害金の支払を求めたという事案です。

(2)平26.6.12大阪高裁判決(棄却・上告) Z999-2141

この事件は、行政書士である控訴人が、亡A及び被控訴人Y3との間でそれぞれ締結した準委任契約による報酬請求権に基づき、亡Aの相続人である被控訴人ら及び被控訴人Y3に対し、報酬及び遅延損害金の支払いを求めたという事案です。

収録内容に関するお問い合わせはデータベース編集室へ TEL 03(5496)1416

### 【死去】

登録番号	氏名	支部	日付
64537	石田 倍弘	品川	29年4月6日
29394	寺崎 隆治	新宿	4月16日
40390	後藤 紀一	新宿	5月31日
13703	矢野 忠美	新宿	6月6日
34580	瀬戸 巨之	荻窪	6月9日
42211	磯見 敏毅	世田谷	6月11日
9523	久保木康晴	中野	6月11日
15047	小川源之助	蒲田	6月12日
130345	寺脇 敏行	京橋	6月18日
24149	椿 正	立川	6月21日
86782	田村慎太郎	日本橋	6月26日
34894	森田 満雄	上野	6月26日
46932	井出 汪介	豊島	6月27日

### 入会法人 (6月届出分)

法人番号	法人の名称
4018	ACA税理士法人 港区虎ノ門1丁目12番13号 笹乃屋ビル3階
677-1	税理士法人石井会計 東京事務所 中央区京橋2丁目7番14号 ビュレックス京橋

4023	税理士法人ナビオ 中央区月島1丁目2番11号 NKビル3F
4031	隆島・大河原税理士法人 豊島区池袋2丁目61番8号 アゼリア青新ビル703
2073-2	ライトハウス税理士法人 町田支店 町田市森野2丁目3番10号 ADCビル2F
2720-1	税理士法人オランジェ 永田町事務所 千代田区永田町2丁目17番17号607号室
2852-1	南青山税理士法人 アネックス支所 港区赤坂2丁目19番8号 赤坂2丁目アネックス301
4017	税理士法人とことん会計 港区新橋3丁目26番3号 会計ビル9階
4016	税理士法人中平会計事務所 新宿区西新宿8丁目12番1号 サンパレス新宿208号
4026	税理士法人ASUWA 練馬区桜台1丁目12番5号 栖鳳ビル205号室
4021-1	税理士法人奥村会計事務所 東京事務所 中央区日本橋本町2丁目3番15号 新本町共同ビル3階

4027	税理士法人TACS 千代田区二番町8番地7 二番町パークフォレスト1302号
4033	税理士法人オーケーパートナー 荒川区町屋8丁目8番7号

### 退会法人 (6月届出分)

法人番号	法人の名称	支部	日付
3466	税理士法人新木会計事務所	神田	3月1日

### 東京税理士会会員状況

・税理士会員	・法人会員
5月末会員数 22,305名	1,467事務所
入会数 76名	13事務所
退会数 62名	1事務所
6月末会員数 22,329名	1,479事務所

入会・退会情報については、会員等に周知することにより、にせ税理士・にせ税理士法人を排除する目的で会報に掲載しています。